

生駒市規則第7号

市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成11年12月生駒市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第6条第1項第5号」を「第6条第1項第6号」に改める。

様式第1号中 「 健康状態 傷病歴 障害 その他() 」を

「 健康状態・身体特性(具体的に)()
その他() 」に、

「 思想・信条・宗教等 思想・信条・宗教 人種・民族 犯罪歴
社会的差別の原因となるおそれがある事項()
(根拠 条例第7条第2項 法令等(名称) 審議会答申) 」を

「 要配慮個人情報 思想・信条・宗教 社会的身分 人種
犯罪歴(少年の保護事件を含む。) 犯罪による被害の事実 病歴
健康診断等の結果 医師等の指導・診療・調剤 障害 」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。